

一般社団法人水戸市医師会訪問看護ステーションみと
訪問看護重要事項説明書

1 訪問看護方針

一般社団法人水戸市医師会訪問看護ステーションみと（以下「事業所」という。）は、主治医の指示に基づき利用者ができる限り居宅で安心して療養生活を送れるよう看護師、理学療法士・作業療法士等を派遣し看護・リハビリ業務を行います。また、看護の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉の諸機関と連携し適切な業務を行います。

2 事業所の概要

① 名称 一般社団法人水戸市医師会訪問看護ステーションみと

② 所在地 水戸市見川町2131番地の6

TEL 029（291）5505

FAX 029（291）5504

③ 職員の職種及び員数

ア 管理者	1名
イ 看護師	3名以上
ウ 作業療法士	1名以上
エ 事務職員	1名以上

④ 営業日及び営業時間

ア 営業日 月曜日～金曜日、第1・3・5土曜日

イ 休日 日曜、国民の祝日、第2・4土曜日、8月13日～15日、12月29日～1月3日

ウ 営業時間 平日：8時30分～17時、土曜日：8時30分～正午

3 サービスの内容

ア 血圧、体温、脈拍などの測定と健康チェック
イ 清拭、洗髪、入浴介助など
ウ 食事の世話や栄養の管理
エ 排泄の世話や尿の管理
オ リハビリテーション
カ 床ずれの予防と手当など
キ 介護に関する相談
ク 介護者の健康相談

4 利用料の負担（基本利用料・加算・その他の利用料）

(1) 介護保険（1割、一定以上所得のある利用者については利用者負担2割又は3割）

① 基本利用料

ア 看護師

区 分	単 位
20分未満	314単位
30分未満	471単位
30分以上1時間未満	823単位
1時間以上1時間30分未満	1,128単位

イ 理学療法士及び作業療法士

区 分	単 位
20分未満	294単位

※ 介護保険法で定められた地域区分が、水戸市は「5級地」とされているため、1単位「10,70円」で計算することとなっています。

② 加算（介護保険対象者）

- a 早朝（6～8時）及び夜間（18～22時）：25%加算
- b 深夜（22～6時）：50%加算
- c 看護体制強化加算Ⅰ：月1回550単位
看護体制強化加算Ⅱ：月1回200単位
- d 緊急時訪問看護加算：月1回600単位
- e 特別管理加算Ⅰ：月1回500単位
特別管理加算Ⅱ：月1回250単位
- f サービス体制強化加算Ⅰ：1回6単位
- g 初回加算Ⅰは病院等から退院した日に初回訪問看護を行った月：1回350単位
初回加算Ⅱは病院等から退院した日の翌日以降に初回訪問看護を行った月
：1回300単位
- h 地域区分加算（5級地）：1単位 10,70円
- i 退院時共同指導加算（入院中の利用者様又はご家族に対して、入院（入所）施設の職員と共同で退院（退所）後の在宅療養について指導を行った場合）：1回600単位
- j 看護・介護職員連携強化加算（訪問介護職員に対し、たんの吸引等に対して助言、実施の確認等を行った月）：1回250単位
- k 複数名訪問看護加算（看護師等）：30分未満254単位、30分以上402単位
- l 複数名訪問看護加算（看護補助者）：30分未満201単位、30分以上317単位
- m 長時間訪問看護加算は（特別管理加算対象者）：1時間30分以上：300単位
- n 口腔連携強化加算：1回50単位
- o ターミナルケア加算：2,500単位

(2) 後期高齢医療・健康保険

① 負担割合

- a 後期高齢者医療対象者は、要した費用の1割、2割又は3割負担
- b 健康保険 被保険者・被扶養者で下記以外の者は、要した費用の3割負担
 - 3歳未満は、要した費用の2割負担
 - 障害者自立支援法対象者は、要した費用の1割負担（世帯の所得等に応じて月額上限あり）

② 利用料

		看護師	理学療法士及び作業療法士
訪問看護基本療養費	週3日まで	5,550円	5,550円
	週4日目以降	6,550円	5,550円
訪問看護管理療養費 (月の初日)	機能強化型1	13,230円	13,230円
	機能強化型2	10,030円	10,030円
	機能強化型3	8,700円	8,700円
	上記以外	7,670円	7,670円
(月の2日目以降)		3,000円	3,000円

③ 加算（医保険対象者）

- a 早朝（6～8時）及び夜間（18～22時）：2,100円
- b 深夜（22～6時）：4,200円
- c 24時間対応体制加算：月1回6,800円
- d 特別管理加算Ⅰ：月1回5,000円
特別管理加算Ⅱ：月1回2,500円
- e 退院支援指導加算（退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合）：6,000円
ただし、長時間の訪問を要する者に対して、長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合：8,400円
- f 退院時共同指導加算（入院中の利用者様又はご家族に対して、入院（入所）施設の職員と共同で退院（退所）後の在宅療養について指導を行った場合）：8,000円
- g 在宅患者連携指導加算（医療機関等と文書等により情報共有を行い、療養上必要な指導を行った場合）：3,000円
- h 在宅患者緊急時等カンファレンス加算（状態の急変等に伴い、医師等又は介護支援専門員と共同で患家に赴き、共同で療養上必要な指導を行った場合）：2,000円
- i 看護・介護職員連携強化加算（訪問介護職員等に対し、痰の吸引等に対し助言、実施の確認等を行った月）：2,500円
- j 複数名訪問看護加算（看護師等）：4,500円
- k 複数名訪問看護加算（看護補助者）：3,000円
- l 長時間訪問看護加算：1時間30分以上5,200円
- m 乳幼児加算（6才未満）：1日1,800円

（別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合）

乳幼児加算（6才未満）：1日1,300円（上記以外の場合）

n 緊急訪問看護加算：月14日目までは1日につき2,650円

緊急訪問看護加算：月15日目以降は1日につき2,000円

o 訪問看護医療DX情報活用加算：月1回50円

p ターミナルケア加算：25,000円

(3) その他の利用料

ア 休日・長時間（2時間を超えた場合）訪問：30分1,000円

イ 保険適用外の訪問：1回につき9,000円

a 週4回以上の訪問

ただし、末期がん患者、神経難病者、脊髄損傷及び人工呼吸器装着患者、又は急性増悪時は、医療保険の対象となります。

b 1日4回以上の訪問

c グループホーム等入所者の訪問

※ 急性増悪期の訪問看護は、医療保険からの給付となります。

ウ 死後の処置料：5,000円

エ 交通費

a 医療保険の場合、事業所から訪問宅までの交通費として1kmにつき30円を徴収します。

b 介護保険の場合、水戸市域の利用者については、水戸市域を超えた地点から訪問宅までの交通費として、1kmにつき30円徴収します。

オ やむを得ず有料駐車場を使用する場合は、その駐車料金をご負担していただきます。

5 料金等のお支払方法

ア 原則、金融機関からの引落としとします。

イ 請求書は翌月15日までに発行し、翌月27日に引落としさせていただきます。

6 緊急時における対応

看護師等は、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告をします。

7 事故発生時の対応

事業所が利用者に対して行う訪問看護サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

8 苦情発生時の対応

事業所が利用者に対して行う訪問看護サービスの提供により、苦情が発生した場合には、速やかに管理者に報告し、必要な措置を講じます。

9 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその防止のため、次の措置を講じます。
 - ア 虐待防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
 - イ 虐待防止のための指針を整備します。
 - ウ 虐待を防止するため研修を年1回以上実施します。
 - エ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。
- (2) 事業所はサービス提供中に、当該事業所看護師等又養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通じます。

10 身体的拘束等に関する事項

事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。

- ア 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ウ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- エ 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

11 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を変更します。

12 衛生管理等

事業所が、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように措置を講じるものとする。

- ア 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- イ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ウ 事業所において、職員に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年1回以上実施します。

1 3 守秘義務

職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密について、契約期間中及び契約終了後も漏らすことはありません。

1 4 損害賠償

事業所は、次の各号に書掛ける場合を除き、利用者等第三者の身体・財物を傷つけた場合、その損害を賠償するものとします。

- ア 契約者の故意または重過失による法令違反
- イ 地震・噴火・津波または洪水等の天災
- ウ 自動車・昇降機等の所有・使用・管理に起因する事故
- エ 契約者の介護者等が業務從事中に被った身体障害

1 5 身分証の携行

職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示する。

1 6 契約の終了

- ア 利用者は、事業所に対して、文書で通知することで契約を解約することができます。
- イ 事業所は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1カ月間の予告期間において理由を提示した文書で通知することにより契約を解約することができます。この場合、事業所は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- ウ 事業所は、利用者、その家族が事業所や職員に本契約を継続し難い不信行為を行った場合、文書で通知し直ちに契約を解除することができます。
- エ 利用者が死亡した場合

1 7 その他の運営に関する重要事項

事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化し、必要な措置を講ずるものとします。

1 8 サービスに関する相談・苦情窓口

- ① 事業所の窓口 一般社団法人水戸市医師会 訪問看護ステーションみと
TEL 029 (291) 5505 FAX 029 (291) 5504
- ② 市町村の窓口 水戸市介護保険課 TEL 029 (232) 9177
- ③ 茨城県国民健康保険団体連合会】介護保険苦情窓口 TEL 029 (301) 1565

【重要事項説明及び同意確認】

利用者 _____ 様は、訪問看護サービスを利用するに当たり、重要事項について説明を受けたので、その内容に同意します。

※ 緊急時訪問看護加算を算定することに同意します。

※ ターミナルケア加算を算定することに同意します。

令和 年 月 日

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

【署名代行者】 (利用者との続柄： _____)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

【事業所】

住 所	茨城県水戸市見川町2131番地の6
名 称	一般社団法人水戸市医師会 訪問看護ステーションみと
代表者職氏名	管理者 深谷 文代
T E L	029-291-5505
F A X	029-291-5504

一般社団法人水戸市医師会訪問看護ステーションみと
介護予防訪問看護重要事項説明書

1 訪問看護方針

一般社団法人水戸市医師会訪問看護ステーションみと（以下「事業所」という。）は、主治医の指示に基づき利用者ができる限り居宅で安心して療養生活を送れるよう看護師、理学療法士・作業療法士等を派遣し看護・リハビリ業務を行います。また、看護の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉の諸機関と連携し適切な業務を行います。

2 事業所の概要

① 名称 一般社団法人水戸市医師会訪問看護ステーションみと

② 所在地 水戸市見川町2131番地の6

TEL 029（291）5505

FAX 029（291）5504

③ 職員の職種及び員数

ア 管理者	1名
イ 看護師	3名以上
ウ 作業療法士	1名以上
エ 事務職員	1名以上

④ 営業日及び営業時間

ア 営業日 月曜日～金曜日、第1・3・5土曜日

イ 休日 日曜、国民の祝日、第2・4土曜日、8月13日～15日、12月29日～1月3日

ウ 営業時間 平日：8時30分～17時、土曜日：8時30分～正午

3 サービスの内容

ア 血圧、体温、脈拍などの測定と健康チェック
イ 清拭、洗髪、入浴介助など
ウ 食事の世話や栄養の管理
エ 排泄の世話や尿の管理
オ リハビリテーション
カ 床ずれの予防と手当など
キ 介護に関する相談
ク 介護者の健康相談

4 利用料の負担（基本利用料・加算・その他の利用料）

(1) 介護保険（1割、一定以上所得のある利用者については利用者負担2割又は3割）

① 基本利用料

ア 看護師

区 分	単 位
20分未満	303単位
30分未満	451単位
30分以上1時間未満	794単位
1時間以上1時間30分未満	1,090単位

イ 理学療法士及び作業療法士

区 分	単 位
20分未満	284単位

※ 介護保険法で定められた地域区分が、水戸市は「5級地」とされているため、1単位「10.70円」で計算することとなっています。

② 加算（介護保険対象者）

- a 早朝（6～8時）及び夜間（18～22時）：25%加算
- b 深夜（22～6時）：50%加算
- c 緊急時訪問看護加算：月1回600単位
- d 特別管理加算Ⅰ：月1回500単位
特別管理加算Ⅱ：月1回250単位
- e サービス体制強化加算Ⅰ：1回6単位
- f 初回加算Ⅰは病院等から退院した日に初回訪問看護を行った月：月1回350単位
初回加算Ⅱは病院等から退院した日の翌日以降に初回訪問看護を行った月
：月1回300単位
- g 地域区分加算（5級地）：1単位 10.70円
- h 退院時共同指導加算（入院中の利用者様又はご家族に対して、入院（入所）施設の職員と共同で退院（退所）後の在宅療養について指導を行った場合）：1回600単位
- i 看護・介護職員連携強化加算（訪問介護職員に対し、たんの吸引等に対して助言、実施の確認等を行った月）：1回250単位
- j 複数名訪問看護加算（看護師等）：30分未満254単位、30分以上402単位
- k 複数名訪問看護加算（看護補助者）：30分未満201単位、30分以上317単位
- l 長時間訪問看護加算は（特別管理加算対象者）：1時間30分以上：300単位
- m 口腔連携強化加算：1回50単位

(2) 後期高齢医療・健康保険

① 負担割合

- a 後期高齢者医療対象者は、要した費用の額の1割、2割又は3割負担
- b 健康保険 被保険者・被扶養者で下記以外の者は、要した額の3割負担
3歳未満は、要した費用の2割負担

障害者自立支援法対象者は、要した費用の1割負担

(世帯の所得等に応じて月額上限あり)

② 利用料

		看護師	理学療法士及び作業療法士
訪問看護基本療養費	週3日まで	5,550円	5,550円
	週4日目以降	6,550円	5,550円
訪問看護管理療養費 (月の初日)	機能強化型1	13,230円	13,230円
	機能強化型2	10,030円	10,030円
	機能強化型3	8,700円	8,700円
	上記以外	7,670円	7,670円
(月の2日目以降)		3,000円	3,000円

③ 加算 (医保険対象者)

- a 早朝 (6～8時) 及び夜間 (18～22時) : 2,100円
- b 深夜 (22～6時) : 4,200円
- c 24時間対応体制加算 : 月1回6,800円
- d 特別管理加算Ⅰ : 月1回5,000円
特別管理加算Ⅱ : 月1回2,500円
- e 退院支援指導加算 (退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合) : 6,000円
ただし、長時間の訪問を要する者に対して、長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合 : 8,400円
- f 退院時共同指導加算 (入院中の利用者様又はご家族に対して、入院 (入所) 施設の職員と共同で退院 (退所) 後の在宅療養について指導を行った場合) : 8,000円
- g 在宅患者連携指導加算 (医療機関等と文書等により情報共有を行い、療養上必要な指導を行った場合) : 3,000円
- h 在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (状態の急変等に伴い、医師等又は介護支援専門員と共同で患家に赴き、共同で療養上必要な指導を行った場合) : 2,000円
- i 看護・介護職員連携強化加算 (訪問介護職員等に対し、痰の吸引等に対し助言、実施の確認等を行った月) : 2,500円
- j 複数名訪問看護加算 (看護師等) : 4,500円
- k 複数名訪問看護加算 (看護補助者) : 3,000円
- l 長時間訪問看護加算 : 1時間30分以上5,200円
- m 乳幼児加算 (6才未満) : 1日1,800円
(別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合)
乳幼児加算 (6才未満) : 1日1,300円 (上記以外の場合)
- n 緊急訪問看護加算 : 月14日目までは1日につき2,650円
緊急訪問看護加算 : 月15日目以降は1日につき2,000円
- o 訪問看護医療DX情報活用加算 : 月1回50円

p ターミナルケア加算：25,000円

(3) その他の利用料

ア 休日・長時間（2時間を超えた場合）訪問：30分1,000円

イ 保険適用外の訪問：1回につき9,000円

a 週4回以上の訪問

ただし、末期がん患者、神経難病者、脊髄損傷及び人工呼吸器装着患者、又は急性増悪時は、医療保険の対象となります。

b 1日4回以上の訪問

c グループホーム等入所者の訪問

※ 急性増悪期の訪問看護は医療保険からの給付となります。

ウ 死後の処置料：5,000円

エ 交通費

a 医療保険の場合、事業所から訪問宅までの交通費として1kmにつき30円を徴収します。

b 介護保険の場合、水戸市域の利用者については、水戸市域を超えた地点から訪問宅までの交通費として、1kmにつき30円徴収します。

オ やむを得ず有料駐車場を使用する場合は、その駐車料金をご負担していただきます。

5 料金等のお支払方法

ア 原則、金融機関からの引落としとします。

イ 請求書は翌月15日までに発行し、翌月27日に引落としさせていただきます。

6 緊急時における対応

看護師等は、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告をします。

7 事故発生時の対応

事業所が利用者に対して行う訪問看護サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

8 苦情発生時の対応

事業所が利用者に対して行う訪問看護サービスの提供により、苦情が発生した場合には、速やかに管理者に報告し、必要な措置を講じます。

9 虐待防止のための措置に関する事項

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその防止のため、次の措置を講じます。

ア 虐待防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。

- イ 虐待防止のための指針を整備します。
 - ウ 虐待を防止するための研修を年1回以上実施します。
 - エ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。
- (2) 事業所はサービス提供中に、当該事業所看護師等又養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通じます。

1 0 身体的拘束等に関する事項

事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。

- ア 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ウ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- エ 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

1 1 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を変更します。

1 2 衛生管理等

事業所が、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように措置を講じるものとする。

- ア 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- イ 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ウ 事業所において、職員に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年1回以上実施します。

1 3 守秘義務

職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密について、契約期間中及び契約終了後も漏らすことはありません。

1.4 損害賠償

事業所は、次の各号に書掛ける場合を除き、利用者等第三者の身体・財物を傷つけた場合、その損害を賠償するものとします。

- ア 契約者の故意または重過失による法令違反
- イ 地震・噴火・津波または洪水等の天災
- ウ 自動車・昇降機等の所有・使用・管理に起因する事故
- エ 契約者の介護者等が業務從事中に被った身体障害

1.5 身分証の携行

職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示する。

1.6 契約の終了

- ア 利用者は、事業所に対して、文書で通知することで契約を解約することができます。
- イ 事業所は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1カ月間の予告期間において理由を提示した文書で通知することにより契約を解約することができます。この場合、事業所は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- ウ 事業所は、利用者、その家族が事業所や職員に本契約を継続し難い不信行為を行った場合、文書で通知し直ちに契約を解除することができます。
- エ 利用者が死亡した場合

1.7 その他の運営に関する重要事項

事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化し、必要な措置を講ずるものとします。

1.8 サービスに関する相談・苦情窓口

- ① 事業所の窓口 一般社団法人水戸市医師会 訪問看護ステーションみと
TEL 029 (291) 5505 FAX 029 (291) 5504
- ② 市町村の窓口 水戸市介護保険課 TEL 029 (232) 9177
- ③ 茨城県国民健康保険団体連合会】介護保険苦情窓口 TEL 029 (301) 1565

【重要事項説明及び同意確認】

利用者 _____ 様は、訪問看護サービスを利用するに当たり、重要事項について説明を受けたので、その内容に同意します。

※ 緊急時訪問看護加算を算定することに同意します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

【署名代行者】 (利用者との続柄： _____)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

【事業所】

住 所	茨城県水戸市見川町2131番地の6
名 称	一般社団法人水戸市医師会 訪問看護ステーションみと
代表者職氏名	管理者 深谷 文代
T E L	029-291-5505
F A X	029-291-5504

一般社団法人水戸市医師会介護保険センターみと 重要事項説明書

1 運営方針

一般社団法人水戸市医師会介護保険センターみと（以下「事業所」という。）は、介護が必要になった方からの依頼に応じ、在宅での療養計画の作成及び介護保険施設入所に関する連絡調整等を行い、地域の保険・医療・福祉サービスを提供する諸機関と綿密な連携を図り、利用者の自立支援のため、総合的なサービス提供が行われるよう努めます。

2 事業所の概要

① 名称 一般社団法人水戸市医師会介護保険センターみと

② 所在地 水戸市見川町2 1 3 1 番地の6

TEL 0 2 9 (2 9 1) 5 5 0 7

FAX 0 2 9 (2 9 1) 5 5 0 4

③ 職員の職種及び員数

管理者 1 名

主任介護支援専門員 1 名以上

介護支援専門員 1 名以上

事務職員 1 名以上

④ 営業日及び営業時間

ア 営業日 月曜日～金曜日、第1・3・5土曜日

イ 休日 日曜日、国民の祝日、第2・4土曜日、8月13日～15日、12月29日～1月3日

ウ 営業時間 平日：8時30分～17時、土曜日：8時30分～正午

3 サービスの内容

① 要介護認定の申請手続き代行・訪問調査

② 介護サービス計画の作成・実施

③ サービス事業者との連絡調整

④ 介護保険施設の紹介その他便宜の提供

⑤ 継続的な介護相談

4 利用者自身によるサービスの選択と同意

① 介護支援専門員は、利用者自身がサービスを選択することを基本に支援するとともにサービスの内容、利用者の情報を適正に利用者又は家族に対して提供するものとします。

② 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができること、及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者の選定理由を説明するようを求めることができます。

③ 介護支援専門員は、前6月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）が、それぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び事業所において作成された居宅サー

ビス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等について、文書を交付し説明するものとします。

5 料金

- ① 事業所の居宅介護支援に対し介護給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。ただし、介護保険法適用の場合でも、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合、事業者は利用者が該当するケアプラン作成料をお支払いいただくことでサービス提供証明書を発行します。利用者は、このサービス提供証明書を後日住所地の市町村長に提出しますと、ケアプラン作成料の払戻しを受けることができます。
- ② 水戸市域外からの利用者については、水戸市域を超えた地点から訪問宅までの交通費として1 kmにつき30円を徴収します。
- ③ やむを得ず有料駐車場を使用する場合は、その駐車料金を負担していただきます。

6 緊急時等における対応方法

専門員は、利用者の病状に緊急の事態が生じたときは速やかに主治医に連絡し、管理者に報告します。

7 事故発生時の対応

事業所が利用者宅へ訪問中に事故が発生した場合には、速やかに管理者に報告し、利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

8 苦情発生時の対応

事業所が利用者より指定居宅サービスに係る苦情が発生した場合には、速やかに管理者に報告し、必要な措置を講じます。

9 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発防止のため、次の措置を講じます。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
 - ② 虐待防止のための指針を整備します。
 - ③ 虐待を防止するための研修を年1回以上実施します。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置します。
- (2) 事業所は、訪問中に当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10 身体的拘束等に関する事項

事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。

- ① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

④ 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

1 1 業務継続計画の策定等

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- ② 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施するものとします。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

1 2 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年1回以上実施します。

1 3 守秘義務

職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密について、契約期間中及び契約終了後も漏らすことはありません。

1 4 損害賠償

事業所は、次の各号に掲げる場合を除き、利用者等第三者の身体・財物を傷つけた場合、その損害を賠償するものとします。

- ① 保険契約者、被保険者の故意又は重過失による法令違反がある場合
- ② 地震・噴火・津波又は洪水等の天災
- ③ 自動車・昇降機等の所有・使用・管理に起因する事故
- ④ 被保険者の介護者等が業務従事中に被った身体障害

1 5 身分証の携行

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 6 契約の終了

- ① 利用者は、事業所に対して、文書で通知することで契約を解約することができます。
- ② 事業所は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 カ月間の予告期間において理由を提示した文書で通知することにより契約を解約することができます。この場合、事業所は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- ③ 事業所は、利用者、その家族が事業所や介護支援専門員に本契約を継続し難い不信行為を行った場合、文書で通知し直ちに契約を解除することができます。

④ 次の事項に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

ア 利用者が、介護保険施設に入所した場合

イ 利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合

ウ 利用者が死亡した場合

1.7 サービスに関する相談・苦情窓口

- | | | | | | |
|------------------|--------------|----------------|----------------|-----|----------------|
| ① 事業所の窓口 | 一般社団法人水戸市医師会 | 介護保険センター | みと | TEL | 029 (291) 5507 |
| ② 市町村の窓口 | 水戸市介護保険課 | TEL | 029 (232) 9177 | | |
| ③ 茨城県国民健康保険団体連合会 | TEL | 029 (301) 1565 | | | |

【重要事項説明及び同意確認】

(利用者) _____様は、居宅介護支援サービスを利用するに当たり、重要事項について説明を受けたので、その内容に同意いたします。

令和 年 月 日

【利用者】

住 所 _____.

氏 名 _____ 印

T E L _____.

【署名代行者】 (利用者との続柄： _____)

住 所 _____.

氏 名 _____ 印

T E L _____.

【事業所】

所 在 地	茨城県水戸市見川町2131番地の6
名 称	一般社団法人水戸市医師会 介護保険センターみと
代表者職氏名	管理者 深谷 文代
T E L	029 (291) 5507
F A X	029 (291) 5504

訪問看護医療 DX 情報活用加算に関する説明事項

一般社団法人水戸市医師会訪問看護ステーションみとは、より質の高い看護を目指し、医療 DX 推進体制を整えております。

健康保険情報と一体化したマイナンバーカードを通して、オンラインでの資格確認を行い、取得した資格情報をもとに指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

(目的)

オンライン資格確認をはじめとする医療 DX 推進を通して、関係医療機関との情報連携を促進し、質の高い看護を提供するため。

(個人情報の取り扱いについて)

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、ご利用者様への看護サービス提供以外の目的には使用いたしません。

(資格情報の提供について)

資格情報の提供は、ご利用者様及び代理人の同意に基づいて行われ、同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

(加算額)

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50円/月 (令和7年5月1日から)

令和7年4月1日

一般社団法人水戸市医師会
訪問看護ステーションみと
管理者 深谷 文代